

知ってたらちょっと得かも 公的保険 公的年金

社会保険労務士 坂下 留美

Baby Baby Baby

[19時に帰ろう(育児に帰ろう)]こんな忘れられない、キャッチコピーのポスターを見たことはありませんか？少子高齢化が時代のキーワードとして取り上げられている今日、政府はこの少子化の流れに歯止めをかけるためシャレのきいた！？ポスターを製作して呼びかけをすると同時に、出産・育児支援の政策をうちだしています。今回の健康保険の改正でも、出産に対して様々な改善がなされました。新しい家族を待っているパパとママはぜひ活用してください。

① 出産育児一時金

家族出産育児一時金 が30万円から35万円にアップしました

(政府管掌健康保険)

出産育児一時金とは、会社員として健康保険に加入している人が出産すると受け取れる一時金です。家族出産育児一時金とは、会社員の扶養家族として健康保険に加入している人が出産すると受け取れる一時金です。特に**妻でなければならぬ**というきまりはありません。姉妹、母、娘などでも扶養家族として認定されている人の出産なら支給されます。「妻でないともらえないと思っていた！」という人いませんか？この35万円は赤ちゃん1人に対して35万円です。このお金は請求しないともらえないので、お忘れなく。

又、ここでいう出産というのは、妊娠4ヶ月以上の早産、死産、人口中絶も含みます。人工中絶であっても当然受け取れる金額なのです。くどいようですが請求しないともらえないので、社会保険事務所で手続きをしてくださいね。

② 出産育児一時金

家族出産育児一時金を国から直接医療機関に支払えるようになりました

(政府管掌健康保険)

この一時金は、当然分娩費用として考える人が多いわけですが、今までは医療機関への支払いと一時金の請求は別々に行わなければなりません。窓口支払いのときにまとまった金額の立替が必要ですし、手間がかかります。しかし、このお金を直接医療機関から、健康保険に請求してもらえたら、パパとママの負担が減りますよね。平成18年10月2日から、一時金の上限(35万円)を限度に、出産費用が確定した時点で医療機関が直接国へ請求することが可能になりました。もちろん分娩費用が一時金の額より安くすれば差額は個人に支給されます。直接医療機関から健康保険に請求することを希望する場合は、出産予定日1ヶ月前になったら、社会保険事務所で手続きをおこなってくださいね。

がんばって働いて家族を守っているパパとママが、制度を利用して安心して予定日を迎えてほしいなと思います。政府のバックアップが功を奏し、出生率が上がったフランスのように、日本の出生率もアップするといいですね。